

新たな起業モデル構築事業に関する覚書

武雄市（以下「甲」という。）と、永田裕美子（以下「乙」という。）は、「新たな起業モデル構築事業」について、次のとおり覚書を締結する。

（活動）

第1条 新たな起業モデル構築事業は、地域力の維持・強化に資する次の各号に掲げる活動を行う。

- （1） コミュニティFM事業などの新しい広報、情報発信分野での起業を目的とした情報収集や準備
- （2） 武雄市の情報発信に係る業務
- （3） その他地域力の維持・強化に資するため必要な活動

（身分）

第2条 甲は、乙に「地域おこし協力隊員」を委嘱する。

（任期）

第3条 乙の委嘱期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（勤務条件）

第4条 乙の活動日は、年間225日（1,743.75時間）とする。

- 2 乙の活動時間は、1日について7時間45分とする。この場合において、標準的な活動時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。活動時間については、活動内容により、7時間45分を超えない範囲で変更できるものとする。

（日誌及び報告書）

第5条 乙は、任務の状況について、その概要を活動日報（様式第1号）に記録しなければならない。

（報償費等）

第6条 乙の報償費は、月額379,750円とし、毎月21日（祝休日の場合は前日）に指定口座に振り込むものとする。（但し、振込額は、報償費月額より10.21%の所得税を控除した340,978円とする。）

- 2 甲は、隊員の住居に関する家賃等について、60,000円を上限に負担することができる。(但し、住居費月額より10.21%の所得税を控除する。)
- 3 甲は、第1条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(解嘱)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 法令若しくは任務上の義務に違反し、又は任務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 乙本人からの解嘱の願い出があったとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(秘密の保持)

第8条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。協力隊を退いた後も、同様とする。

(災害賠償)

第9条 活動遂行中に災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡)を受けた場合は、佐賀県市町総合事務組合の行う公務災害補償制度を適用する。

(その他)

第10条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの覚書に定めのない事項については、甲・乙誠意をもって協議するものとする。

平成25年4月1日

(甲) 武雄市武雄町大字昭和1番
武雄市長 樋渡 啓



(乙) 
永田裕美子

